

函館市持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、需要に応じた生産体系の構築に向けて、てん菜から需要の高い作物への転換を促す事業の実施を支援する補助金の交付に関し、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3308号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領（令和4年12月12日付け4農産第3465号農林水産省農産局長通知。以下「国要領」という。）および持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年6月6日付け農産第289号北海道農政部長通知。以下「道要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施計画書の提出)

第2条 国要綱別表1の（10）が事業実施主体として掲げる農業協同組合（本市の区域を地区の全部または一部とするものに限る。）、本市の区域内に住所を有する農業者および農業者の組織する団体（以下「事業実施主体」という。）が国の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を活用し、てん菜から需要の高い作物への転換に向けた事業を実施しようとするときは、国要領別記10の第6の1の（1）が規定する別記様式第1号に別記様式第1号別添を添えて、市長に提出しなければならない。

(事業実施計画書の決定)

第3条 市長は、前条の規定により提出された事業実施計画書が北海道渡島総合振興局長から決定されたときは、道要領第2の6の規定に基づき当該事業実施計画書を決定し、持続的畑作生産体系確立支援事業の実施計画決定通知書（別記第1号様式）により、当該事業実施計画書を提出した事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 前条に規定する事業実施計画書の決定を受けた事業実施主体は、

持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

なお、本事業の取組については、てん菜からの転換に向けた調整作業等に時間を要しつゝ緊急性が高いことから、国要領別記10の第4の3の規定により、令和4年12月12日以降の取組について補助の対象とすることができるものとし、この場合においては、補助金の交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、第3条の規定により市長が決定した事業実施計画書の内容と相違ない場合は補助金の交付を決定し、持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により当該事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第6条 補助金は、第10条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助事業の遂行）

第7条 事業実施主体は、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならぬ。

（状況報告等）

第8条 市長は、事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるとときは、当該事業の遂行の状況に関し、当該事業実施主体に報告を求め、または当該職員に調査をさせることができる。

（補助金の実績報告）

第9条 事業実施主体は、事業が完了したときは、持続的畑作生産体系確立支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に、てん菜から需要の高い作物への転換に取り組んだ農業者ごとの転換面積、種苗の購入量および購入金額ならびに栽培状況等の取組内容を確認することが

できる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の実績報告があったときは、当該報告書の内容を審査し、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、持続的畑作生産体系確立支援事業補助金の額の確定通知書（別記第5号様式）により、当該事業実施主体に通知するものとする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、事業実施主体が事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(関係書類の備付け)

第12条 事業実施主体は、事業に係る帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 事業実施主体は、事業の完了日の属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

令和 年度（ 年度）

持続的畑作生産体系確立支援事業の実施計画決定通知書

函 農 農

令和 年 月 日

様

函館市長

印

令和 年 月 日付けで提出のあった持続的畑作生産体系確立支援事業の事業実施計画を決定したので、函館市持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付要綱第3条の規定により通知する。

別記第2号様式（第4条関係）

令和 年度（ 年度）

持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

函館市長

様

住所

申請者 団体名

代表者氏名

事業の名称 持続的畑作生産体系確立支援事業補助金

上記の事業に関し、補助金の交付を受けたいので、函館市持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

なお、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、補助金の交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知のうえで着手し、申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業着手（予定）年月日 令和 年 月 日

3 完了予定期月日 令和 年 月 日

※添付書類 納税対応状況申出書（道要領別記第1号様式）

別記第3号様式（第5条関係）

令和 年度（ 年度）

持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付決定通知書

函 農 農

令和 年 月 日

様

函館市長

印

事業の名称 持続的畑作生産体系確立支援事業

令和 年 月 日付で申請のあった上記事業に係る補助金の交付については、内容審査の結果、次のとおり決定したので、函館市持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

記

1 補助金交付決定額 金 円

（補助金の交付は、補助金の額の確定後とする。）

2 完了期限 年 月 日

3 次の条件を承知されたい。

- (1) 事業実施主体は、交付決定の通知によって生じる権利および義務の全部または一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはなりません。
- (2) 次に該当する補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容の変更
 - イ 事業実施主体の変更
 - ウ 補助対象経費または補助金額の変更のうち、次に掲げる変更
 - (ア) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
 - (イ) 補助金額の30パーセントを超える減または補助金額の増
- (3) 補助事業の執行を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が期限までに完了しないときは当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業の遂行の状況に關し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市長に提出し、また、市の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- (6) この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って補助事業を遂

行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

- (7) 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、ならびに当該補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- (8) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付けた条件を変更することがあります。
- (9) 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、持続的畑作生産体系確立支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）に関係書類を添えて速やかに市長に報告しなければなりません。
- (10) 事業実施主体は、前項の提出にあたって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- (11) 事業実施主体は、実績報告後に消費税および地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、道要領別記第3号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日から翌年6月10日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- (12) この補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該事業につき、これを適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- (13) 額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した持続的畑作生産体系確立支援事業補助金実績報告書（別記第4号様式）を市長に提出しなければなりません。
- (14) 補助事業に関する帳簿および書類または証拠物を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- (15) 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、または正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請または虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、または受領したとき。
- ウ 補助事業に関して不正に他の補助金等を重複して受領したとき。
- エ 前各号に掲げる場合のほか、補助事業の執行に関し、この補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付けた条件その他法令もしくはこれに基づく市長の处分に違反したとき、または不正な行為をしたとき。
- (16) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合

におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。

- (17)補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金または違約延滞金の全部または一部を納付しない場合において、同種の事務または事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または同種の補助金等と未納付額とを相殺することができます。
- (18)第5項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、または市の職員に帳簿および書類その他の物件を調査させ、もしくは質問させがあるので、これに協力しなければなりません。
- (19)事業実施主体は、補助事業の執行に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、国要綱、国要領、道要領の定めおよび北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）ならびにこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

別記第4号様式（第9条関係）

令和 年度（ 年度）

持続的畑作生産体系確立支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

函館市長 様

住所

申請者 団体名

代表者氏名

事業の名称 持続的畑作生産体系確立支援事業

令和 年 月 日付け函農農をもって補助金の交付の決定を受けた上記事業は、令和 年 月 日完了したので、函館市持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金交付決定通知額	金	円
2 補助金精算額	金	円
3 補助金領収未済額	金	円

別記第5号様式（第10条関係）

令和 年度（ 年度）

持続的畑作生産体系確立支援事業補助金の額の確定通知書

函農農

令和 年 月 日

様

函館市長

印

事業の名称 持続的畑作生産体系確立支援事業

令和 年 月 日付で補助金の実績報告のあった上記事業については、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市持続的畑作生産体系確立支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

1 補助金の額の確定額 金 円